

(平成22年2月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年1月から同年3月まで

父が町役場に勤めていたこともあり、昭和35年10月1日に国民年金へ加入し、36年4月から母が婦人会を通じて国民年金保険料を納付していた。

領収書等は保管していないものの、母が3か月に1度、間違いなく国民年金保険料を納付していたので、申立期間についても、納付済みであることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間の前後は現年度納付されている上、申立期間は3か月と短期間である。

また、オンライン記録では、申立人は昭和39年1月1日に国民年金の被保険者資格を喪失し、同年4月1日に資格を再取得したとされているが、A県B町（現在は、C市）が保管する国民年金被保険者名簿には、当該資格喪失日及び資格の再取得日が記録されていないなど、行政機関の記録管理が適切でなかった可能性がうかがわれる。

さらに、申立人は、その母から、昭和38年8月の婚姻後1年程度は国民年金保険料を納付すると言われたとしているところ、B町が保管する国民年金被保険者名簿でも、同年8月から39年6月までの期間において、申立期間を除き同町で保険料が納付されている状況が確認できるなど、申立内容に不自然な点はみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

富山国民年金 事案 137

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から43年6月までの期間及び44年3月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年9月から43年6月まで
② 昭和44年3月から同年7月まで

申立期間①については、町内会の方が私の国民年金保険料を集金に来たと母から聞いた記憶があるので、納付していたことを認めてほしい。

申立期間②については、昭和43年5月に結婚し、結婚後は義母が国民年金保険料を納付していたが、44年2月ごろに夫と別居して実家に戻った。別居後は実家の母が国民年金保険料を納付していたはずなので、申立期間②についても納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が申立期間の国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人の母が国民年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料は無く、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していない上、申立人の母は死亡しているため申立期間当時の状況の詳細は不明であり、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人には国民年金手帳記号番号が3回払い出されているが、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和43年7月ごろに初めて払い出されたことが確認できる上、この時点では、同年3月以前の期間の国民年金保険料は過年度納付の対象となり、町内会等の納付組織では納付することができない。

さらに、申立人については、ほかに国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、特例納付等でさかのぼって納付した事情もうかがえない。

加えて、申立人が一緒に納付していたとするその母は、昭和45年1月から

国民年金保険料を納付していることが確認できることから、申立期間①及び②において、申立人の母が申立人の国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から63年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から63年12月まで

A社を退職した後、昭和52年4月に、B市役所で国民健康保険と同時に国民年金の加入手続を自分で行い、母親がB市C町の町内集金により保険料を納付してくれたのに、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、町内集金により母親が国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、その母親は国民年金に加入しておらず既に他界している上、申立人は国民年金保険料の納付に直接関与していないことから、申立期間当時の状況について確認することができない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年4月ごろにB市から払い出されたことが確認できるが、同市が保管している国民年金被保険者名簿には、申立人について50年4月1日に不在決定したことが記載されており、同年4月以降は国民年金被保険者資格を喪失したと同様の取扱いが行われたものと推認され、申立人が52年4月に国民年金加入手続を行った形跡もうかがえないことから、申立期間の国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から53年3月まで
学生であった20歳の時に、母が国民年金の加入手続及び付加保険料の加入手続を行い、A市役所の窓口で国民年金保険料を納付した。
しかしながら、ねんきん特別便を確認すると未納となっている。払っていることは間違いないので、納付済みであることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生であった20歳の時に、その母がA市役所で国民年金の任意加入手続を行い、同市役所の窓口で保険料を納付したとしている。

しかし、申立人は現在、昭和53年4月ごろ交付された年金手帳を1冊のみ所持しており、申立期間当時に別の年金手帳を見た記憶が無い上、申立人に係る国民年金の加入手続を行ったとするその母から聴取しても、申立人の国民年金被保険者資格取得日が昭和49年12月と記載された年金手帳を見た明確な記憶が無いなど、申立人が申立期間に国民年金に加入したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、具体的な当時の状況が不明である上、納付を行ったとするその母から聴取しても、納付金額等を明確には記憶していないなど、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間が任意加入対象期間であることから、申立人は、制度上、国民年金被保険者となった昭和53年4月1日からさかのぼって国民年金の被保険者にはなり得ず、国民年金保険料をさかのぼって納付することはできない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立期間において申立人が居住していたA市及びB市保有の国民年金被保険者名簿でも、申立期間に係る申

立人の記録は確認できない。その上、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

富山国民年金 事案 140

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 9 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月から 42 年 3 月まで

昭和 41 年 9 月に A 県 B 市（現在は、A 県 C 市）へ引っ越した。

引っ越しの数日後に B 市役所で住所変更手続きをしたが、その際に国民年金の加入手続きを行い、同日に市役所の窓口で申立期間の国民年金保険料を納付したはずなのに、申立期間の納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 41 年 9 月に国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は 42 年 5 月に払い出されたことが確認できる上、申立人については、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、この当時に加入手続きを行ったものとみられ、申立期間については、申立人の夫が共済組合員であるため、任意加入対象期間となり、さかのぼって国民年金に加入し、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は 1 か月当たり約 150 円であったと主張しているが、実際の保険料額は 1 か月当たり 250 円となる上、申立人は国民年金手帳の受領について記憶が無いなど、国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付状況について明確には覚えていない。

さらに、申立期間において、申立人の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。